

加美町で転居された方へ

住所の異動はお済みでしょうか？お引越してから14日以内に届出が必要です。
 転居手続きには次のものがが必要です。

① 本人確認書類（免許証など） ②通知カード又は個人番号カード ③認印

手続きするもの	内 容
通知カード又は個人番号カード	住所変更手続きの際に、変更後の住所をカードに追記しますので、ご持参の上窓口にて提示してください。
国民健康保険加入者	保険証を持参いただき、差替えます。
小中学校の児童・生徒	学区が変わる場合は、 教育委員会（69-5112） で転校又は学区外就学の手続きをしてください。
児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者	手当証書、印鑑を持参の上、手続きをしてください。 住民票謄本が必要な場合があります。詳しくは 子育て支援室（63-7870） までお問い合わせください。
子ども医療費助成受給者	受給者証を持参の上、住所変更手続きをしてください。
母子父子家庭医療費助成受給者	受給者証・印鑑を持参の上、 子育て支援室（63-7870） で手続きをしてください。
心身障害者医療費助成受給者 障害者手帳（身体、知的、精神） の交付を受けている方	本庁舎で転居届をされた場合は、受給者証・障害者手帳・印鑑を持参の上、 保健福祉課障害福祉係（63-7871） で手続きをしてください。 支所で転居届をされた場合は、支所の窓口で手続きをしてください。
各種障害福祉サービス受給者	受給者証・印鑑を持参の上、 保健福祉課障害福祉係（63-7871）、小野田福祉センター（67-5100）、宮崎福祉センター（69-5636） のいずれかで手続きをしてください。
後期高齢医療制度加入者	保険証を持参いただき、住所を変更します。新しい保険証は、後日（約10日後）郵送されます。
介護保険受給者	保険証を持参いただき、住所を変更します。
生活保護受給者	受給者証を持参の上、 保健福祉課福祉係（63-7870） で手続きしてください。
印鑑登録	加美町で印鑑登録を行っている場合は自動的に住所が変更されます。 新たに登録する場合は、写真付身分証明書、実印を持参の上必ず本人が来庁してください。登録できる印鑑は、大きさ8～25ミリ以内で、縁の欠けていない、既製品以外のもので、他の方が登録されていないものです。
住民票の発行	本人・同一世帯の方以外が取りにこられる場合は、必ず本人又は同一世帯の方から委任状をいただいできてください。
中長期在留者・特別永住者	在留カード・特別永住者証明書を持参して手続きを行ってください。
犬を飼っている方	印鑑を持参の上、住所変更手続きをしてください。

問い合わせ 加美町役場

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

代表 (0229) 63-3111

加美町役場町民課 63-3112

〒981-4392 宮城県加美郡加美町字長檀75番地2

加美町役場小野田支所 67-2111

〒981-4401 宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番52番地4

加美町役場宮崎支所 69-5111